

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月1日

【発行者名】 株式会社りそな銀行

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 千田 一弘

【本店の所在の場所】 大阪市中央区備後町2丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 株式会社りそな銀行 不動産営業部
東京不動産サービス部 カストディグループ
グループリーダー 山本 裕子

【連絡場所】 東京都江東区木場1丁目5番25号

【電話番号】 03 (6704) 2111 (大代表)

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【提出理由】

発行者（受託者）である株式会社りそな銀行（以下「発行者」といいます。）は、令和7年度税制改正により特定受益証券発行信託の分配金に係る課税の取扱いが変更されたことを受けて、発行者、合同会社京都悠洛及び高橋 壮介の間で締結された2024年2月22日付「不動産管理処分信託受益権（ダーワ悠洛 京都）受益証券発行信託契約（譲渡制限付）」（以下「本信託契約」といいます。）につき、信託配当支払日その他の事項を変更したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条1項及び同条第2項第3号に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

（1）変更の内容についての概要

2026年4月1日より施行された特定受益証券発行信託の分配に係る税制改正（以下「本税制改正」といいます。）は、2026年4月1日以後に終了する計算期間に適用される受益証券発行信託計算規則（一般社団法人信託協会が制定、以下「本計算規則」といいます。）の2025年4月1日付改正を受け、当期末処分利益を超える額の受益者への分配が元本の払戻しとして取り扱われ、その課税関係を明確化することを目的として実施されることとなりました。

本信託契約に基づき設定される信託（以下「本信託」といいます。）におきましては、受益者の皆様への適正かつ円滑な分配手続の実施、分配額確定及び税務処理に必要な期間の確保、並びに税務上の取扱いの明確化及び法令適合性の確保の観点から、本信託の信託配当支払日の変更を行うことが相当であると判断し、以下のとおり変更することといたしました。また、信託配当支払日が信託計算期日とは別日に設定されることに伴い、信託計算期日は営業日である必要がなくなったため、本信託契約第23条第1項の「当該日が営業日でない場合は前営業日とする」の文言を削除しております。

なお、信託終了に伴う最終信託配当支払日並びに償還金支払日は従前と同様の信託終了日であり、変更はありません。

また、本信託について、本税制改正及び本計算規則の改定に伴い、元本の一部払戻しに係る規定の変更を併せて行っておりますが、以下の信託配当支払日の変更以外に、本信託の運用方針、投資対象資産及び収益分配方針等の実質的な内容に変更はございません。

（変更前）

毎年5月及び11月の各末日（当該日が営業日でない場合は前営業日とする。）

（変更後）

毎年6月及び12月の各末日（当該日が営業日でない場合は前営業日とする。）

（2）当該変更の年月日

2026年4月30日